

## 外貿埠頭建設又は改良に係る資金の貸付要綱

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この要綱は、大阪港における外貿埠頭（特定外貿埠頭の管理運営に関する法律（昭和56年法律第28号。以下「法」という。）第2条第1項各号に掲げる施設をいう。以下同じ。）の建設又は改良に係る資金の貸付けに必要なことを定める。

#### (貸付対象)

第2条 外貿埠頭の建設又は改良に係る資金の貸付けは、法第3条第1項の規定により国土交通大臣が指定をした者（以下「指定会社」という。）が行う外貿埠頭の建設又は改良に要する費用について行う。

#### (貸付額)

第3条 外貿埠頭の建設又は改良に係る資金の貸付金（以下「外貿埠頭施設整備事業貸付金」という。）の額は、当該施設の建設又は改良に要する費用に充てる資金として、当該施設の建設又は改良に要する費用のうち、本市が必要と認めた額とする。

- 2 前項による本市が必要と認めた貸付金の額の内訳は、別表のア、イ、ウに掲げる割合の中で、「法第6条の外貿埠頭無利子貸付金貸付割合要綱」第2条に基づき、国において決定された割合によるものとする。ただし、ア及びイの金額並びにウ及びエの金額は、それぞれ相互に同額とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、法附則第4条第1項の出資により指定会社が取得した埠頭に係る貸付金の額の内訳は、従前の割合とする。

### 第2章 貸付手続等

#### (貸付申請の手続)

第4条 外貿埠頭施設整備事業貸付金の貸付けを受けようとする者は、貸付申請書（別記様式1号）を本市に提出しなければならない。

- 2 前項の貸付申請書には次に掲げる書類を添付するものとする。
  - (1) 平面図、縦断面図、標準横断面図、深浅図その他の必要な図面
  - (2) そのほか本市が指示する書類

#### (貸付決定の通知)

第5条 本市は、前条の申請を行った者（以下「申請者」という。）に対し貸付金の貸付けを行うことを決定した場合には遅滞なく、貸付決定通知書（別記様式第2号）を申請者に送付する。

(貸付契約等)

第6条 本市と申請者は、申請者が前条の貸付決定をうけ、本市あて出来高調書（別記様式第3号）を提出した後、本市が対象外貿埠頭の建設又は改良の進捗状況等を勘案の上、貸付契約を締結する。

2 申請者は、前項で提出する出来高調書の内容を適當とすることを証する資料を、本市の指示により提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第7条 本市は、前条の貸付契約に基づく貸付金について、申請者から本市所定の請求書の提出があった後、交付する。

第3章 本市が財政融資資金により調達した資金による貸付金（以下「特別転貸債貸付金」という。）の貸付条件

(特別転貸債貸付金の貸付条件)

第8条 特別転貸債貸付金の貸付条件は、第5章に定めるもののほか、本市が国から借入れるときの条件と同一とする。

第4章 無利子貸付金の貸付条件

(償還期間及び据置期間)

第9条 貸付金の償還期間は貸し付けた日から3年間据え置き、その後17年間とする。

2 債還期間及び据置期間は、貸付金交付の日（2回以上に分割して交付する場合は、最初の交付の日）から起算するものとする。

(償還方法)

第10条 貸付金の償還方法は、均等半年賦償還の方法によるものとし、償還期日は、据置期間経過後各年の9月20日及び3月20日とする。ただし、当該期日が銀行休業日にあたる場合は、直後の営業日を償還期日とする。この場合において、半年ごとの償還額に千円未満の端数を生じたときは、その端数は合計して第1回の償還期日に償還するものとする。

(繰上償還)

第11条 本市は、次の各号のいずれかに該当する場合には、貸付金の全部又は一部について償還期限を繰り上げることができる。

(1) 貸付けを受けたもの（以下「借受者」という。）が貸付金を貸付の目的以外の目的に使用した場合その他貸付けの条件に違反した場合

- (2) 借受者が正当な理由なくして貸付金の償還を怠った場合
  - (3) 第15条から第21条までの規定に違反した場合
  - (4) 借受者が貸付金の交付の日から10日以内に貸付金を貸付けの目的に従って使用しない場合
  - (5) その他、借受者がこの契約の定に従って誠実に貸付けの事務を遂行しない場合
- 2 本市は、借受者の貸付けに係る外貿埠頭の運営に係る損益の計算において、特定外貿埠頭の管理運営に関する法律施行規則(平成18年9月20日国土交通省令第88号。以下「規則」という。)第6条第1項に定める利益が生じた場合に、その額が規則第4条に定めるところにより算定した当該施設の価額に年3パーセントの割合で計算した金額を超える場合は、その超える額の2分の1の範囲内の金額について償還期限を繰り上げることができる。
- 3 本市は、前各項の場合には、借受者に対し繰上償還請求書(別記様式第4号)を送付するものとする。

#### (延滞金)

第12条 借受者は、貸付金の償還を怠ったときは、延滞金として当該償還すべき期日の翌日から支払いの日までの日数に応じ、当該償還すべき金額に年10.75パーセントの割合で計算した金額を本市に納付しなければならない。

#### (加算金)

第13条 借受者は、第11条第1項第3号から第5号までの規定により、又は第18条第2項若しくは第19条第3項の規定に基づく指示により貸付金の償還期限が繰り上げられた場合においては、当該償還すべき金額を償還するほか、貸付金の貸付けの日の翌日から支払いの日までの日数に応じ、当該貸付金の額(借受者が、その一部を償還した場合における当該償還の日の翌日以後の期間については、その額から既に償還した額を控除した額)に、年10.75パーセントの割合で計算した金額を本市に納付しなければならない。

#### (貸付決定の取消し等)

第14条 本市は、借受者が第11条第1項第2号から第5号までの規定に該当することとなった場合においては、貸付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は貸付金の全部若しくは一部の交付を停止し、及び第6条に規定する貸付契約を解除することができる。

#### (貸付金の経理)

第15条 借受者は、その経営する事業の会計を処理するとともに貸付けに係る外貿埠頭

の運営に係る損益の計算をしなければならない。

(貸付金の目的外使用の禁止)

第16条 借受者は、貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用してはならない。ただし、本市の承認を受けた場合は、この限りでない。

第5章 特別転貸債貸付金、無利子貸付金の共通貸付条件

(本市の承認等)

第17条 申請者又は借受者は、次に掲げる場合にはあらかじめ本市の承認を受けなければならない。

- (1) 貸付けに係る外貿埠頭に係る工事実施計画、資金計画を変更する場合
- (2) 貸付けに係る外貿埠頭の建設若しくは改良を中止し、又は廃止する場合
- (3) 貸付けに係る外貿埠頭の供用を休止（1か月以下の期間を定めて休止する場合を除く。）し、又は廃止する場合
- (4) 貸付けに係る外貿埠頭を貸付けの目的に反して使用し、譲渡し、交換し又は担保に供する場合

(工事の遂行)

第18条 申請者及び借受者は、工事実施計画、資金計画に従い、適切に外貿埠頭の建設又は改良及び管理を行わなければならない。

2 申請者は、貸付けに係る外貿埠頭の建設又は改良を予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合には、すみやかに本市に報告してその指示に従わなければならない。

(実績報告書の提出等)

第19条 申請者は、各年の12月15日までに、4月1日から11月30日までの期間における貸付けを受ける工事の遂行の状況に関する状況報告書（別記様式第5号）を本市に提出しなければならない。

2 申請者は、工事完了後20日以内に貸付けを受ける事業の工事完了実績報告書（別記様式第6号）を、第17条第1項第3号の廃止があった場合には、廃止の承認を受けた日から20日以内に貸付けを受ける事業の工事実績報告書（別記様式第6号に同じ）を本市に提出しなければならない。

なお、本市の貸付金の貸付けの決定に係る本市の会計年度内に工事が完了しない場合には、翌年度の4月20日までに年度終了実績報告書（別記様式第7号）を提出しなければならない。

3 申請者は、本市により前項の報告書に係る成果が貸付金の貸付けの目的及び内容に

適合していないと認められた場合には、その指示に従わなければならない。

4 借受者は、毎事業年度終了後遅滞なく外貿埠頭の管理運営に係る営業報告書（別記様式第8号）を本市に提出しなければならない。

（施設の貸付条件）

第20条 借受者は、貸付けに係る外貿埠頭の供用を貸付けの方法によりする場合には、本市が借受者に対し、異常な滞船の解消その他緊急かつ公益上の必要により、その者以外の者の利用に供すべきことを指示したときは、その利用を受忍しなければならない旨を当該施設の貸付けの条件に定めなければならない。

（帳簿書類の調査等）

第21条 申請者及び借受者は、国又は本市が貸付けに係る債権の保全、その他貸付けの条件の適正な実施を図るため必要があると認めて、申請者及び借受者の業務および資産の状況に關し報告を求め、またはその職員に、申請者及び借受者の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類、その他の必要な物件を調査させ、若しくは関係者に質問させる場合において、報告をし、立入調査を受忍し、または質問に応じなければならない。

（担保）

第22条 借受者は、本市から請求があった場合は、貸付けに關し担保を提供しなければならない。この場合において、その担保が保証であるときは、保証人が借受者と連帶した保証としなければならない。

2 借受者及び保証人は、前項の規定により借受者が担保を提供する場合、担保の価額及び保証人を適當とすることを証する資料を、本市の指示により提出しなければならない。

3 借受者は、第1項の規定により借受者が担保を提供した場合で、担保の価額が減少し、又は保証人を不適當とする事情が生じたときは、本市の指示により、増担保の提供又は保証人の変更その他担保の変更をしなければならない。

（強制執行の受諾）

第23条 借受者は、本市の指示により、貸付金についての強制執行の受諾の記載のある公正証書を作成するために必要な手続きをとらなければならない。

## 附 則

(実施期日)

第1条 この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

(現要綱の廃止)

第2条 平成21年2月27日制定の「外貿埠頭建設又は改良に係る資金の貸付要綱」は、廃止する。

## 附 則

(実施期日)

第1条 この要綱は、平成24年3月1日から実施する。

## 附 則

(実施期日)

第1条 この要綱は、平成26年9月10日から施行し、改正後の外貿埠頭建設又は改良に係る資金の貸付要綱の規定は、平成26年度分の貸付金から適用する。

別表（第3条関係）

	貸付対象事業	ア 国からの無利 子貸付金によ り資金調達し た資金による 無利子貸付金	イ ア以外の 無利子貸付 金	ウ 特別転貸債 により調達 した資金に による貸付金	エ 市中 借入等
1	外貿埠頭の建設又は改良に要する費用 (2又は3の場合を除く)	10%	10%	40%	40%
2	大規模外貿コンテナ埠頭（水深14メートル以上15メートル未満、岸壁延長330メートル以上、岸壁及び貨物の荷さばきを行うための固定的な施設の敷地の面積の合計115,500平方メートル以上）の建設又は改良に要する費用	10%以上 20%以下	10%以上 20%以下	40%以下 30%以上	40%以下 30%以上
3	大規模外貿コンテナ埠頭（水深15メートル以上、岸壁延長330メートル以上、岸壁及び貨物の荷さばきを行うための固定的な施設の敷地の面積の合計115,500平方メートル以上）の建設又は改良に要する費用	10%以上 30%以下	10%以上 30%以下	40%以下 20%以上	40%以下 20%以上

(様式第1号)

番 号

年 月 日

大阪港港湾管理者 大阪市

代表者 大阪市長 氏名 様

申 請 者

長の職名及び氏名 印

### 貸 付 申 請 書

貸付金を、下記のとおり借用いたしたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 貸 付 金 の 額 金 円也

内 訳

政府無利子貸付金 金 円也

港湾管理者無利子貸付金 金 円也

特別転貸債貸付金 金 円也

2 貸 付 目 的 ○○における○○埠頭の建設（改良）に要する資金貸付金

3 貸 付 条 件 関係法令に定めるもののほか

「外貿埠頭建設又は改良に係る資金の貸付要綱」のとおり

#### 4 工事実施計画

##### (1) 計画

(単位：千円)

埠頭別	施設名	単位	全体計画		過年度施行		残事業計画		申請事業計画		摘要
			数量	事業費	数量	事業費	数量	事業費	数量	事業賞	
合計											

##### (2) 貸付金の額の算出基礎

###### ① 事業費内訳

(単位：千円)

費目	単位	数量	単価	金額	ベース別金額		摘要
					第ベース	第ベース	
工 事 費							
本 工 事 費							
岸 壁 ( - ○ ○ m )							
．							
．							
付 带 工 事 費							
付 带 設 備 費							
船 舶 及 び 機 械 器 具 費							
測 量 及 び 試 験 費							
營 繕 費							
用 地 費 及 び 補 償 費							
一 般 管 理 費							
建 設 利 息							
合計							

② 一般管理費内訳

(単位:千円)

事業費	管理費	算出基礎
	内 訳 人 件 費 序 費 旅 費 工 事 雜 費	

③ 本工事費内訳

(単位:千円)

費 　　目	工 　　種	单 　　位	数 　　量	单 　　価	金 　　額	摘 　　要
○ ○ ○ 費		換	m			
○ ○ ○ 工			m			
○ ○ ○ 工			m			
附 属 工						特 殊 製 品 ( )
直 接 工 事 費						
共 通 仮 設 費		式				
純 工 事 費		式				
現 場 管 理 費		式				○○円 × ○○ %
工 事 原 価		式				○○円 × ○○ %
一 般 管 理 費		式				
小 計						
消費税相当額						
合 計						

④ 附帶工事費内訳

(単位:千円)

費　　目	工　　種	单　　位	数　　量	单　　価	金　　額	摘　　要
附帶工事費		式				
付替道路						
小　　計						
消費税相当額						
合　　計						

⑤ 附帶設備費内訳

(単位:千円)

費　　目	工　　種	单　　位	数　　量	单　　価	金　　額	摘　　要
附帶設備費		式				
ケーネヤード修理費		式				
小　　計						
消費税相当額						
合　　計						

⑥ 船舶及び機械器具費内訳

(単位:千円)

費　　目	工　　種	单　　位	数　　量	单　　価	金　　額	摘　　要
船舶及び機械器具費		式				
購入費		式				
修理費		式				
小　　計						
消費税相当額						
合　　計						

⑦ 測量及び試験費内訳

(単位:千円)

費　　目	工　　種	単　　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
測量及び試験費	測量費	式				地形測量
	調査費	式				地質調査
	委託費	式				岸壁測量
	小計					
	消費税相当額					
	合計					

⑧ 営繕費内訳

(単位:千円)

費　　目	工　　種	単　　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
営　　繕　　費	建造費	式				材料倉庫
	修理費	式				車庫
	小計					
	消費税相当額					
	合計					

⑨ 用地費及び補償費内訳

(単位:千円)

費　　目	工　　種	単　　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
用 地 費 及 び 補 償 費	用 地 費 補 償 費	式 式				漁業補償　円 移転補償　円 営業補償　円 損失補償　円
	小　　計					
	消費税相当額					
	合　　計					

⑩建設利息内訳

(単位:千円)

費　　目	事　業　費	借　入　区　分	金　　額	利　　率	建　設　利　息	摘　　要
	合　　計					

## 5 資金計画

(単位:千円)

区分		予算額	4月	5月	6月	7月	12月	1月	2月	3月	合計
前年(月)度からの繰越金											
収入	政府無利子貸付金										
	港湾管理者無利子貸付金										
	特別転貸債										
	市中銀行借入金等										
合計											
支出	岸壁										
	泊地										
	:										
	:										
	一般管理費										
	建設利息										
合計											
収支差引											
月末現金残高											

## 6 添付書類の目録

(様式第2号)

番 号

年 月 日

申 請 者

長の職名及び氏名

大阪港 港湾管理者 大阪市

代表者 大阪市長 氏名 印

### 貸 付 決 定 通 知 書

年 月 日付け第 号で貸付申請のあった貸付金については、下記のとおり貸付けることとしましたので通知します。

記

1 貸付決定額 金 円也

内 訳

政府無利子貸付金 金 円也

港湾管理者無利子貸付金 金 円也

特別転貸債貸付金 金 円也

2 貸付目的 ○○における○○埠頭の建設（改良）に要する資金貸付金

3 貸付時期 上記1の貸付決定額の範囲内で、請求により当該貸付けに係る事業の進捗状況等を勘案の上、貸付けるものとする。

4 貸付条件 関係法令に定めるもののほか

「外貿埠頭建設又は改良に係る資金の貸付要綱」のとおり

(様式第3号)

年 月 日

大阪港港湾管理者 大阪市

代表者 大阪市長 氏名 様

申 請 者

長の職名及び氏名 印

### 出 来 高 調 書

(単位:円)

費 用 目	事 業 費	出 来 高	残 高	摘 要
工事費				
本工事				
岸壁				
護岸				
:				
:				
附帯工事費				
測量及び試験費				
一般管理費				
計				
貸付率				
貸付決定額				
出来高×貸付率				
受入済額				
今回請求額				
残額				

[記載要領]

- 1 費目及び事業費は、工事実施計画によるものとするが、軽微な変更をした場合は、変更後の金額を記載すること。但し、軽微な変更をしたときは、摘要欄にその旨を付記し、変更増減額を記載すること。
- 2 出来高欄には、前払金額を含めることができる。(出来高とは、原則として支出済額及び支出確定額をいう。)

(様式第4号)

年 月 日

申 請 者

長の職名及び氏名

大阪港 港湾管理者 大阪市

代表者 大阪市長 氏名 印

### 繰 上 償 還 請 求 書

年 月 日付け大港湾第 号による貸付決定に係る貸付金については、外貿埠頭建設又は改良に係る資金の貸付要綱第3章に定める貸付条件第11条第 号に該当することとなつたので、同条本文の規定により下記のとおり償還されたい。

記

1 繰上償還すべき金額 金 円也

元金相当額 円

貸付条件第11条によって本市に

納付しなければならない額 円

2 繰上償還の期日 年 月 日

3 貸付金の未償還残高 金 円也

4 改定償還計画

償 還 期 日	償 還 金 額	償 還 後 未 償 還 残 高
1. 年 月 日	円	円
2. 年 月 日	円	円
合 計	円	円

(様式第5号)

状況報告書

(単位:千円)

埠頭種別	費目	金額(A)	着手期日及び完了(予定)期日	出来高		支出高		摘要
				金額(B)	進捗率(B)/(A)	金額(C)	支出率(C)/(A)	
								1 貸付金借入状況 国 借入(予定)月日 金額 —〃〃 —〃〃 —〃〃
								2 前金払率 %

[記載要領]

- 埠頭種別欄にはコンテナ埠頭又は一般外航貨物定期船埠頭等の別を記入すること。
- 費目欄及び金額欄は、最終の貸付金貸付申請書の事業費の内訳により記入すること。(ただし、軽微な変更をした場合は、変更後の額により記入し、摘要欄に「軽変処理」と付記すること。)

(様式第6号)

工 事 ( 完 了 ) 実 績 報 告 書

(単位:千円)

着手期日	年 月 日					
完了期日	年 月 日					
費 　　目	事 業 計 画		実 績		比 較 増 減	摘要
	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額
借入金明細	借入先		国	-----	-----	-----
	① 借入年月日 借入金額 利 息		無利子			
	② 借入年月日 借入金額 利 率		無利子			
	合 計					

[記載要領]

- 1 費目欄及び事業計画欄は、最終の貸付金貸付申請書の事業費の内訳により記入すること。
- 2 比較増減欄の減は、△により表示すること。
- 3 摘要欄は、左の比較増減理由を簡潔に記入すること。
- 4 借入金明細欄は、2回以上に分割して借入れた場合はそれぞれに分けて記入すること。

(様式第7号)

年 度 終 了 実 績 報 告 書

(単位:千円)

着手期日	年 月 日		当初着手予定期日		年 月 日		
完了期日	年 月 日		当初完了予定期日		年 月 日		
費 目	事 業 計 画		実 績		比 較 増 減		
	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	
						摘要 要	
						1 繰越理由 2 繰越工事の完了見込み期 日	
借 入 金 明 細	借入先			国	-----	-----	
	① 借 入 年 月 日 借 入 金 額 利 息		無 利 子				
	② 借 入 年 月 日 借 入 金 額 利 率		無 利 子				
	合 計						

[記載要領]

- 1 費目欄及び事業計画欄は、最終の貸付金貸付中請書の事業費の内訳により記入すること。
- 2 摘要欄は、当該貸付金に係る国の会計年度内に工事が完了しない場合にその原因となつた事由を記入すること。なお事由が二つ以上ある場合にはそれぞれの事由と繰越金額を記入すること。
- 3 借入金明細欄は、2回以上に分割して借入れた場合はそれぞれに分けて記入し、本市の会計年度末までに借入れをしていないものにあっては、その借入予定期日を( )書により記入すること。

(様式第8号)

○○年度 営業報告書

(単位:円)

区分		金額	左のうち外貿埠頭の運営に 係る金額	摘要
損益 計算	収益	営業収益 ○○○○		
		営業収益 ○○○○		
		営業外収益 ○○○○		
		計 (A)		
	費用	営業費用 ○○○○		
		営業外費用 ○○○○		
		計 (B)		
	当事業年度利益(△損失) (A) - (B) = (C)			
	前事業年度末繰越利益(△損失) (D) 当事業年度末累積利益(△損失) (C) + (D) = (E)			
	当事業年度末外貿埠頭価額 (F) (F) × 3% = (G)			
	繰上償還対象額 (E) - (G) = (H)			

[記載要領]

- 収益は、外貿埠頭の貸付料その他の営業収益及び受取利子その他の営業外収益（積立金取りくずし額以外の特別利益を含む。）の合計額とする。
- 費用は、営業費用（法人税、道府県税及び市町村民税を含む。）及び支払利子その他の営業外費用（特別損失を含む。）の合計額とする。
- 貸付けに係る外貿埠頭の運営と外貿埠頭の運営以外の事業との双方に関連する収益及び費用は、次に掲げる割合によりそれぞれの事業に配賦するものとする。
  - 受取利子その他の営業外収益にあっては、それぞれの事業に専属する営業収益による割合
  - 営業費用にあっては、次に掲げる割合
    - 法人税、道府県民税、事業税及び市町村民税にあっては、それぞれの事業に専属する利益による割合

ロ その他のものにあっては、それぞれの事業に専属する営業費用（諸税及び減価償却費を除く。（3）において同じ。）による割合。

（3）支払利子その他の営業外費用にあっては、次に掲げる割合

イ 支払利子にあっては、それぞれの事業に専属する営業用固定資産の当該年度末帳簿価額による割合

ロ その他のものにあっては、それぞれの事業に専属する営業費用による割合

4 当事業年度末外貿埠頭価額(F)は、当該施設の取得価額又は製作価額とする。